

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 学則変更（収容定員変更）の内容

医療保健学部では、看護師の育成強化を目的に、2018（平成30）年4月1日より現行の80名から90名に増員する。また、看護学科で設けていた3年次編入学定員を5名から2名に減員する。これに伴い、看護学科の収容定員は330名から364名（3年次編入学を除外すると320名から360名）に、医療保健学部全体としては970名から1,004名（3年次編入学を除外すると960名から1,000名）になる。（表1）

表1 変更の内容

2017（平成29）年度					2018（平成30）年度					
学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員	学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員	
医療保健学部	看護学科	80	5	330	→	医療保健学部	看護学科	<u>90</u>	<u>2</u>	<u>364</u>
医療保健学部	—	240	5	970	→	医療保健学部	—	<u>250</u>	<u>2</u>	<u>1,004</u>

2 学則変更（収容定員変更）の必要性

医療保健学部看護学科は、2004（平成16）年に開設され、これまで10期計898名の看護師資格を持つ人材を育成してきた。近年、看護系大学の増設が相次ぐが、本学では前身の学校を含め、昭和43年から看護職の養成教育を行っている独自の伝統もあり、直近3か年の志願者数は、2014年度が722名、2015年度が630名、2016年度が639名と安定的に推移している（資料1-1）。また、2015（平成27）年度からは新たに大学院を設け、看護学研究科を設置し、実践力のある優良な看護師、および高等教育機関における看護教育者の育成にも実績を上げはじめている。

このたび看護学科の入学定員を増員する理由は、本学の看護学科を志願する受験者の希望を満たすことの他に、今後の日本の超高齢社会において、優秀な、多くの看護師が求められることが挙げられる。将来的な看護師の需給については、厚生労働省をはじめさまざまな機関で調査、検討がなされているが、地域包括ケアシステムの推進により、この先医療機関以外の、地域で活躍できる看護師や保健師の需要が高まるとみられる。平成28年6月に行われた厚生労働省による「看護職員需給分科会」の資料にも、2025（平成37）年には在宅医療等で追加的に対応する患者数は29.7万人となる、などの推計が示されている（資料1-2）。また、「2025年に向けた看護職員の推計と確保策」に関する資料にも、看護師の供給が需要に追いつかない推計が示されている（資料1-3）。

このような社会的背景の下、JR線の大阪駅や京都駅からのアクセスも容易であるという本学の立地条件も考慮し、看護師育成を強化するために看護学科の入学定員増を企図するものである。なお、看護学科3年次編入学定員を現在5名設定しているが、看護師教育

の主流が大学になった現在、定員維持が困難になっており、系列の短期大学からの進学枠のみを残し、5名から2名に減員する。(平成35年度に編入学制度を廃止する計画)

3 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程の変更

このたびの看護学科の入学定員増に伴う教育課程の変更は行わない。看護学科の教育課程は、2016(平成27)年度入学生から改正された教育課程を施行しており、平成30年度以降も継続する(資料1-4)。基礎科目においては、他学科と合同で行う共通科目も多いが、平成28年度実績で38科目の選択科目中で履修制限が行われた科目は2科目のみで、入学定員増による現行教育課程の履行への影響は生じないと考えている。

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更

現在、それぞれの領域、授業形態によって授業単位(学年全員か複数クラスか)は異なるが、入学定員増に伴いさらにクラスを分割するなど、教育方法に関する特段の変更は行わない。ただし、学年全員で授業を行うことが多い基礎看護と成人看護領域では2名の専任教員を増員し、学生増に対応する。履修指導については、専任教員2名の増員とともに、3名の教務系事務職員を平成33年度にかけて年次的に増員し、事務職員による履修指導の充実を図る。学生数が増加するうえでとくに検討を要する、臨地実習の実習施設の確保と実習方法については次のように考えている。

実習施設の確保については、(資料1-5)のとおり、2016(平成28)年度に確保している施設において、各領域とも95名以上の実習生を受け入れることができる。実際に、(資料1-6)に示すとおり、2016(平成28)年度は3年次における領域別臨地実習において96名(留年確定者である4年生15名を含む)の実習を行っている。実習方法については、従来同様、学生1グループ5~6名を基準とする態勢で行う。平成28年度の実習グループにおいては、18グループの内2グループは6名で行っている(資料1-6)が、実習に支障はなく、非常勤を含む実習指導担当教員を各グループに配置することで円滑に行われている。入学定員増により、実習学生数が増加した場合も6名グループの編成で対応できる。

(3) 教員組織の変更

2017(平成29)年5月1日時点での看護学科の助手を含む教員体制は、教授8名(内看護師有資格者5名)、准教授3名(内看護師有資格者3名)、講師6名(内看護師有資格者6名)、助教4名(内看護師有資格者4名)、助手9名(内看護師有資格者8名)、計30名(内看護師有資格者26名)であり(資料1-7)、それ以外に非常勤の実習助手28名(全員看護師有資格者)により実習指導を行っている。専任教員については、現在2名の教授(成人看護、精神看護領域)を補充すべく募集しており、学生数が増加する分の負担については、看護師有資格の助教(基礎看護・成人看護領域)を2名増員し、平成30年4月時点では、2017(平成29)年5月1日時点より合わせて4名の専任教員を

増員する。

(4) 大学全体の施設・設備の変更

看護学科の専用施設、及び他学科との共用施設については、今回申請する10名の入学定員増による増設等の措置は行わない。ただし、学部全体の収容定員が増加することから、教務・学生系の事務室棟を平成29年度中に新たに建設する。なお、2017年4月時点の医療保健学部の校舎面積は14,367.99㎡で平成2004（平成16）年度開設時より4,380.95㎡増加している。これは、医療保健学部臨床工学科（入学定員40名）が2010（平成22）年度に開設されたことが主因であるが、その際、情報処理演習室などの共用施設部分が増加している。加えて、2014（平成26）年より新たに広域看護演習室217.43㎡を設け、複数領域の演習等で活用している（資料1-8）。学内で看護学科が主に使用する講義室の定員数は、108名が2室、159名、150名、285名が1室で学生増に対応できる。

設備面においては、平成27年3月31日付の厚生労働省医政局長による「看護師養成所の運営に関するガイドラインについて」に従い、必要な物品を補充する。主なものとして、成人用ベッドは学生4人に1台が必要とされ、現在23台設置しているが、次年度までに3台補充する。同様に、看護実習モデル人形、沐浴用人形、沐浴槽など学生数により設置数が定められているものについては、現状で必要数を満たしている。その他、適当数として指定されている用具についても、入学生の多かった平成28年度の105名の学生数に対応できているが、随時補充、更新を行う。

以上